

大網白里市障がい福祉計画 第4期



平成27年3月

大網白里市

はじめに

近年、障がい福祉にかかる法制度は目まぐるしく改正が進んでおり、特に権利擁護や就労支援といった障がいのある方の自立を支援するための制度が急速に整備されています。そのような社会情勢の変化により、自治体においては障がいのある方一人一人の生活を支援していくため、地域としての将来の見通しを持って事業を実施していくことがより一層求められています。

本市では、平成25年度に「ともに支えあい、笑顔が輝くまち」を基本理念とした「大網白里市障がい者計画」を策定し、市の障がい福祉の方向性を示すとともに、施策を体系的に整理し、その取り組むべき具体的事業を示しました。本計画は、その理念を実現するために必要な福祉サービスの見込量と、その確保のための方策等について定め、本市が障がいのある方にも暮らしやすいまちとなるように策定を行いました。

今後ますます進展していく障がい福祉の分野ではありますが、本市が目指す「住みたい・住み続けたいまち」をつくっていくため、福祉に携わる方々のご協力と、市民の皆さまのより一層のご理解を心からお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力とご指導をいただきました策定委員の皆さま、ご協力を賜りました関係団体の方々、そして貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さまに、心からお礼を申し上げます。



大網白里市長 金坂 昌典

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
(1) 計画策定の背景.....	3
(2) 計画策定の目的.....	3
2 障がい者施策をめぐる最近の動き	4
3 基本指針	6
(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援.....	6
(2) 市町村を基本とした身近な実施体制と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等.....	6
(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備.....	6
4 基本指針改正の概要	8
5 障がい福祉サービスの仕組み	9
6 計画の位置づけ	13
7 計画の期間	14
8 障がい福祉計画の進捗管理について	15
第2章 障がい者を取り巻く状況	17
1 障がい者数の推移	19
第3章 障がい福祉サービス等の数値目標と見込み量	23
1 平成29年度の移行目標値	25
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	25
(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行.....	26
(3) 福祉施設から一般就労への移行.....	27
2 各サービスの実績と見込量及びその確保方策	28
(1) 訪問系サービス.....	28
(2) 日中活動系サービス.....	30
(3) 居住系サービス.....	35
(4) 相談支援	36
3 地域生活支援事業	38
(1) 計画値・実績値・見込量.....	39
(2) 本市における実施状況と見込み.....	40
4 障がい児支援	44

5	地域生活支援拠点の整備	47
6	計画の推進体制	48
第4章	資料編	49
1	策定の経緯	51
2	委員名簿	52
3	設置要綱	53
4	用語集	55

※「障がい者」の表記について

「障害者」の表記については、一般的に「障害」、特に「害」という文字は否定的な意味合いが強く、「障がい者」という言葉を用いた方がよいのではないかという意見がございます。

この点について、本計画の上位計画である「大網白里市障がい者計画」（平成26年3月策定）の策定時において、どちらの表記にするか意見が分かれ、策定委員である障がい当事者の方々を交え、それぞれの立場からの議論がなされました。

その結果、「大網白里市障がい者計画」においては表記を「障がい者」に統一することとしており、本計画においても計画間の整合性を図るため同様の表記としております。

なお、「障害者総合支援法」のような法令名や、「障害者手帳」といった固有名詞については、別の表記をすることによる誤解や混乱を避けるため、そのままの表記となっております。

本計画をご覧になります皆様におかれましては、当事者を交え、適切な表現についての議論を経た結果、この表現を採らせていただきましたことを、何卒ご理解お願い申し上げます。

第 1 章 計画策定にあたって

（１）計画策定の背景

我が国では、障がい者の完全参加と平等を実現するために、今日まで障がい者施策が総合的に展開されてきました。

国では、平成24年6月に『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』（障害者総合支援法）を制定し、障がい者の範囲に難病等を加えたほか、対象が身体障がい者のみに限定されていた「重度訪問介護」を、知的障がい又は精神障がいのある「行動援護」の利用者も利用できるようにすること、医療型短期入所制度を導入すること、ケアホームとグループホームを一元化すること、障がい者支援のための新たな認定区分を導入すること等の新たな施策を導入し、多様化・複雑化する障がい福祉の様々な課題の解決に向けて取り組んでいこうとしています。

また、第4期障害福祉計画の基本指針においては、PDCAサイクルを導入し、「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化を図るとともに、各年度の中間評価及び評価結果の公表が義務づけられているほか、「施設入所者の地域生活への移行促進」（継続）、「入院中の精神障がい者の地域生活への移行促進」（成果目標の変更）、「地域生活支援拠点等の整備」（新規）、「福祉施設から一般就労への移行促進」（整理・拡充）等の推進を図るとともに、「障がい児支援体制の整備」（新規）、「計画相談の連携強化、研修、虐待防止等」の取り組みを進めていくことが明記されています。

市においても、国の法律や指針を踏まえて、障がい者を取り巻く福祉サービスのさらなる充実を図る必要があります。

（２）計画策定の目的

『大網白里市障がい福祉計画』は、平成18年度に『第1期障害福祉計画（平成18～20年度）』、平成20年度に『第2期障害福祉計画（平成21～23年度）』、平成23年度に『第3期障害福祉計画（平成24～26年度）』を策定しており、本計画は第3期計画の期間終了に伴う見直し計画となっています。

本市には、障がいの種別にとらわれず支援することのできる社会福祉法人等の社会資源があります。これら市内の社会資源と近隣圏域でのネットワークの強化を図ることにより、地域の資源を最大限に活用したケアマネジメント体制、障がい福祉サービスの提供体制、障がい者の地域移行に向けた体制の整備を推進します。

本計画は、障害者総合支援法を踏まえ、かつ国が示す基本指針に即し、第五次千葉県障害者計画との連携・整合を図りながら、平成29年度を目標年度とした本市の今後3年間の必要なサービス見込量と、その確保のための方策等について定め、数値目標を明らかにするものです。

2

障がい者施策をめぐる最近の動き

(1) 障害者虐待防止法の成立と施行

虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることによって、障がい者虐待の防止に向けた取り組みを推進するため、平成23年6月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が成立し、平成24年10月から施行されました。この法律では、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等に障がい者虐待防止のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すことが定められています。

(2) 障害者基本法の改正

平成23年7月、障害者基本法の一部を改正する法律が成立し、同年8月から施行されています。この法律では、「障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会を実現すること」が規定されています。

(3) 障害者総合支援法の成立と施行

障がい者の地域社会における共生の実現に向けて、障害者自立支援法に替わる法律として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が平成24年6月に成立し、平成25年4月から施行されました。この法律では、「すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されなければならない」という理念の基に、障がいの範囲に難病等を加えたのをはじめとして、障がい支援区分の創設、グループホームとケアホームの一元化、重度訪問介護の対象の拡大、医療型短期入所制度の導入等の新たな障がい者施策が示されています。

(4) 障害者優先調達推進法の成立と施行

国や地方公共団体等が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等が供給する物品等を優先的に購入することに努め、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者等の自立を促進するため、平成24年6月「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が成立し、平成25年4月から施行されました。

(5) 子ども・子育て支援新制度の創設

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が成立し、平成27年4月から本格実施されます。

障がい児について、「子ども・子育て支援法」では、「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。」と規定されています。

(6) 障害者差別解消法の成立と施行

平成25年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が成立し、平成28年4月より施行されることになりました。この法律では、国・地方公共団体・民間事業者に対して、障がいがあるという理由だけで、「不当な差別的扱い」をすることや、障がい者が日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるものを取り除くために必要な「合理的配慮」をしないことを禁止しています。

(7) 障害者雇用促進法の改正

平成25年6月、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成28年4月より施行されることとなります。この法律では、雇用の分野において、障がい者に対して障がいを理由に差別的扱いをすることが禁止されるとともに、法定雇用率の算定に、精神障がい者を加えることが明記されています。

(8) 障害者基本計画(第3次)の策定

平成25年9月、国の障害者基本計画(第3次)(平成25年度から平成29年度)が策定されました。この計画では、障害者基本法の改正を踏まえて、施策の基本原則を見直し、地域における共生、差別の禁止、国際的協調という方向性が示されるとともに、施策の横断的視点として、障がい者の自己決定の尊重が明記されています。

また、新たに取り組むべき施策分野として、「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」が掲げられています。

(9) 障害者権利条約の批准

平成18年12月、国連総会において、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が採択され、平成20年5月に発効しました。

我が国は、平成19年9月に同条約に署名し、締結に向けた国内法の整備を進め、障害者総合支援法や障害者差別解消法等が制定されました。

このような国内法の整備を経て、国は平成26年1月、障害者権利条約を批准しました。この条約では、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者が社会に参加し、包容されることを促進することなどを規定しています。

(10) 第4期障がい福祉計画の基本指針

平成26年に策定される第4期障がい福祉計画については、国の基本指針の中で、PDCAサイクルを導入し、中間評価、評価結果の公表等をして、計画の進捗評価体制を強化するとともに、「福祉施設から地域生活への移行促進」、「精神科病院から地域生活への移行支援」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉から一般就労への移行促進」、「障がい児支援体制の整備」、「計画相談の連携強化、研修、虐待防止等」の施策を推進していくこととされています。

市町村障害福祉計画の策定にあたって国が示した基本指針では、三つの基本理念を掲げるとともに、障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方を示し、市町村ごとに数値目標を設定し、計画的な整備を行うことを求めています。

（１）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

（２）市町村を基本とした身近な実施体制と、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がいのある人が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とします。また、障がい福祉サービスの対象範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

また、発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人については、従来から精神障がいのある人に含まれるものとして法に基づく給付の対象になっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。さらに、難病患者についても、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図っていきます。

（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等による、インフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する方に対する支援等を進めるために、①地域生活への移行、相談、一人暮らし・グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、②ショートステイの利便性及び対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保、③人材の確保・養成・連携等

による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められています。そして今後、障がいのある人の高齢化・重度化や当事者の将来に向けて、これらの機能を担うことのできる福祉拠点を整備していく必要があります。

また、こうした拠点等の整備にあわせて相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化に応じて、中長期的視野に立った継続した支援を行う必要があります。

こうしたサービス提供体制の整備については、関係者や障がいのある人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び千葉県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障がい福祉計画に位置づけ、計画的に推進します。



(1) 障がい者の地域生活の支援のための拠点の整備

地域における障がい者の生活支援に求められる機能を集約した拠点（以下「地域生活拠点」という。）の整備の方向性等を定めることとされています。

(2) 相談支援体制の充実・強化に関する規程の整備

計画相談支援の利用者数の増加に向けた更なる体制の整備、地域移行支援及び地域定着支援の体制の整備、地域自立支援協議会における関係者の有機的な連携の必要性等を定めています。

(3) 障がい児支援の体制整備に係る規程の整備

子ども・子育て支援事業計画において、障がい児支援に係る記載がなされる予定であることを踏まえ、基本指針においても障がい児支援の提供体制の確保に関する事項を定めることとされています。

(4) 障害福祉計画の作成に係る平成29年度の目標設定

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ・入院中の精神障がい者の地域生活への移行
- ・地域生活拠点等の整備
- ・福祉施設から一般就労への移行等

(5) 障害福祉計画に定めるべき事項について、調査、分析、及び評価を行うことに関する規程の整備（PDCAサイクル）

障害福祉計画における目標等について、少なくとも年に1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害者福祉計画の見直しの措置を講じること等を盛り込むこととされています。

(6) 地域生活支援事業の必須事業の変更・追加（平成25年度より）

＜地域社会における共生を実現するため＞

- ・従来のコミュニケーション支援事業を意思疎通支援事業に名称を改正
- ・理解促進研修・啓発事業・・・社会的障壁の除去に向けた地域社会側への働きかけ強化
- ・自発的活動支援事業・・・地域における自発的な取組の支援
- ・成年後見制度法人後見支援事業・・・成年後見制度の利用促進
- ・手話奉仕員養成研修事業・・・意思疎通支援の強化

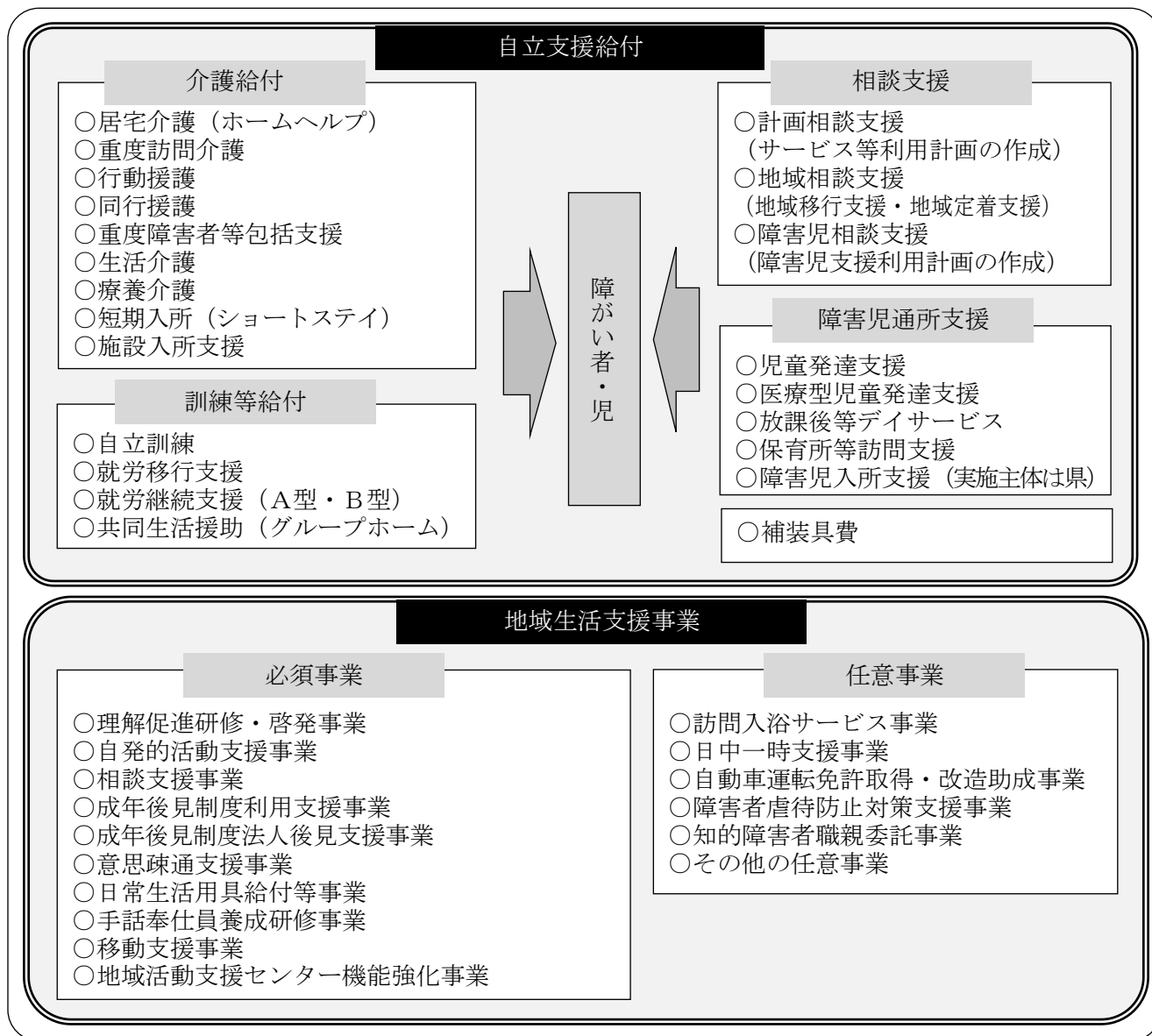
5

障がい福祉サービスの仕組み

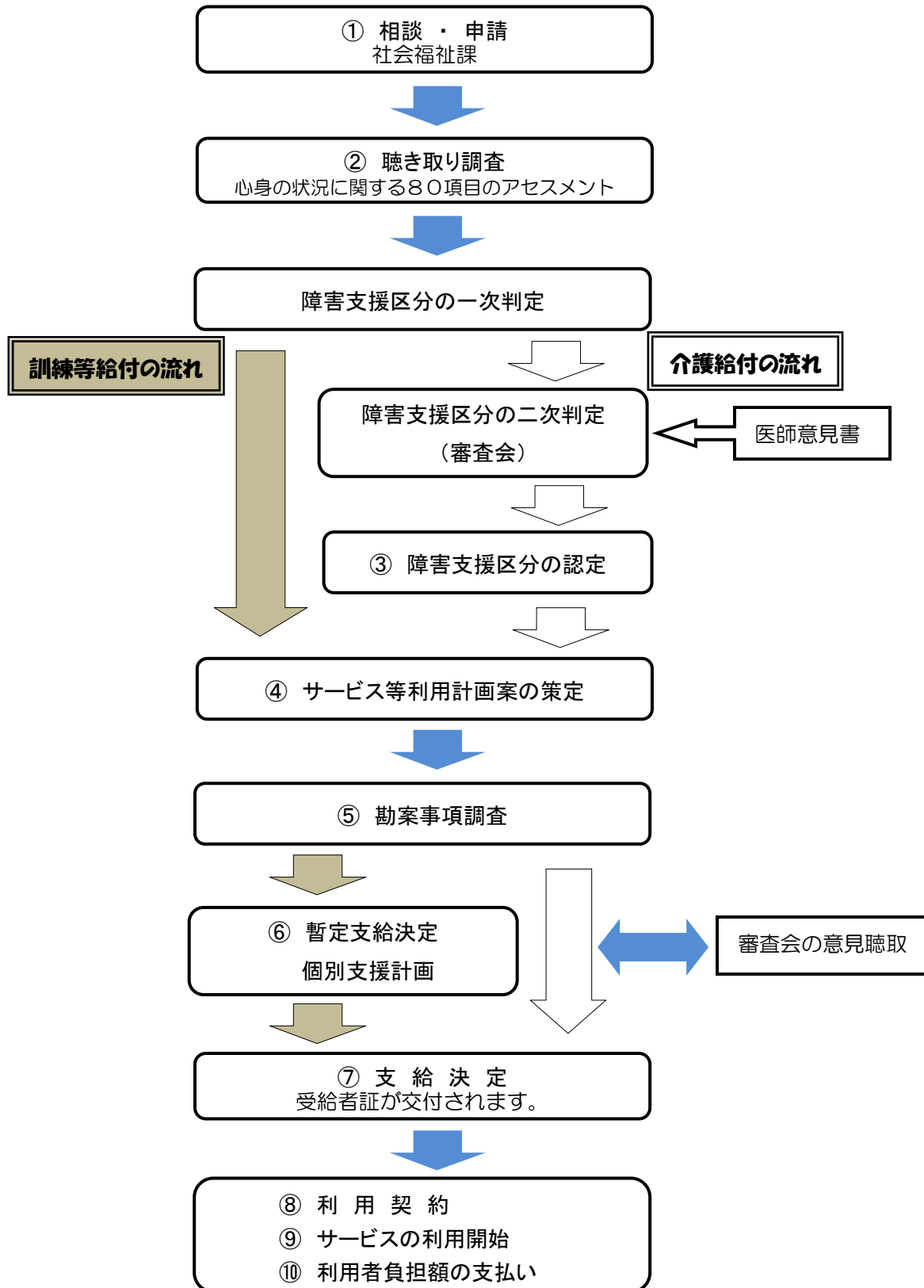
障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月から施行されています。

その中で、支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の心身の状態を総合的に表す「障害支援区分」が設けられており、本市では保健・医療・福祉の専門分野の委員から構成される「障害支援区分認定審査会」を山武圏域3市3町で共同設置し、中立かつ公正な立場で審査判定を行っています。

【障がい福祉サービスの全体像】



【障がい福祉サービス申請から利用までの過程】



【障がい福祉サービスの内容】

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
障がい児支援	児童発達支援	未就学児を対象に日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います
	医療型児童発達支援	上記サービスに併せて上肢・下肢または体幹機能に障がいのある子どもの治療を行います
	放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います
	保育所等訪問支援	障がいのある子どもが通う保育所や幼稚園に出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活の適応を支援します
	障害児相談支援	障がいのある子どもが障がい児通所支援を適切に利用できるよう、障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにサービス利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う等の支援を行います

地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を行います。
	自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民が自発的に行う活動を支援します。
	相談支援事業	障がいのある人や保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供、助言・指導等を行います。
	成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がいのある又は精神障がいのある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行います。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
	意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに障がいがある人との意思疎通を仲介するために、手話通訳者等の派遣を行います。
	日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人などに対して、自立生活支援用具等日常生活用具の給付・貸与を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター 機能強化事業	障がいのある人を通所させ、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を図る機能を充実、強化する事業です。
	訪問入浴事業	居宅で入浴することが困難な重度身体障がい者や保護者の負担の大きい障がい児の方に、入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。
	日中一時支援事業	障がいのある人に日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を図るとともに、見守りや、日常的訓練などを行います。
	自動車運転免許取得 ・改造助成事業	障がいのある人が自動車運転免許を取得する際、または、身体障がい者自身が購入する自動車に、アクセル、ブレーキなどの改造が必要な場合、費用の一部を助成します。
	障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。
知的障害者職親委託事業	知的障がいのある方を一定期間職親に預け、生活指導や技能習得訓練を行います。	

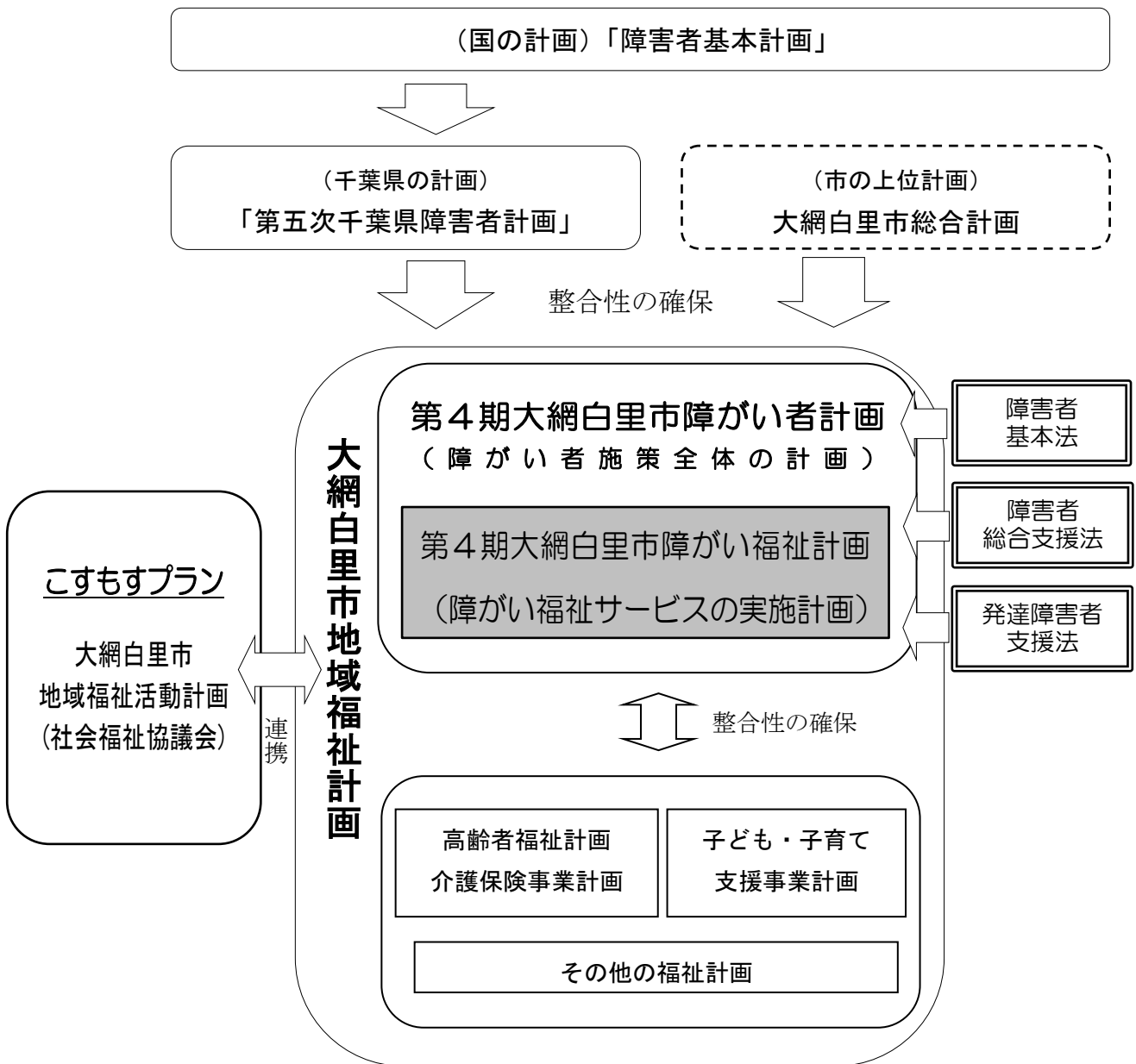
6

計画の位置づけ

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に策定が規定されており、国の基本指針に即し、『障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画』と定義されています。

本計画は、国の基本指針や県計画との整合を図るとともに、市の上位計画である大網白里市総合計画や大網白里市障がい者計画の実現に向けた実施計画として位置づけ、本市の特性や独自の課題等を踏まえ、目標や見込量を設定するものです。

<障がい福祉計画の位置づけ>



7

計画の期間

障がい福祉計画の期間については、平成29年度を目標年度とし、第1期（平成18年度～平成20年度）～第3期（平成24年度～平成26年度）の実績を踏まえ、平成27年度～平成29年度までの3年間を計画期間とするものです。

【計画期間】

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
障害福祉計画（1期）											
			障害福祉計画（2期）								
						障害福祉計画（3期）					
									障がい福祉計画（4期）		



(1) PDCAサイクルの導入

本計画策定にあたっては、PDCAサイクルを取り入れた策定を目指すものとします。

①PDCAサイクルの必要性

本計画は、障がいのある人に必要な障がい福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、障がい者、その家族、行政、関係機関がそれぞれ目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認して工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくものです。

そのため、作成した計画については進捗を把握するだけでなく、分析・評価の上、課題がある場合には随時対応していくことが求められます。

②PDCAサイクルとは

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野で品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「見直し (Action)」を順に実施していくものです。業務を進めていくうえで、計画を立て (P)、それを実行し (D)、結果を評価した後 (C)、改善して次のステップへと繋げていく (A) 過程は、業務の質を高めていくうえで重要とされます。

■障害者総合支援法（抜粋）

第88条の2 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 計画におけるPDCAサイクル

平成27年度を初年度とする第4期計画に係る『障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針』（平成18年厚生労働省告示第395号。以下、「基本指針」という）では、計画にPDCAサイクルを導入するにあたり、第一の「提供体制の確保に関する基本的事項」を前提とし、第二における目標を「成果目標」、第三における計画の作成に関する事項である障がい福祉サービスの見込量等を「活動指針」としています。

その上で基本指針では、PDCAサイクルのプロセスは以下のとおりとされています。

- ・成果目標及び活動指針については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施設や関連施設の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行

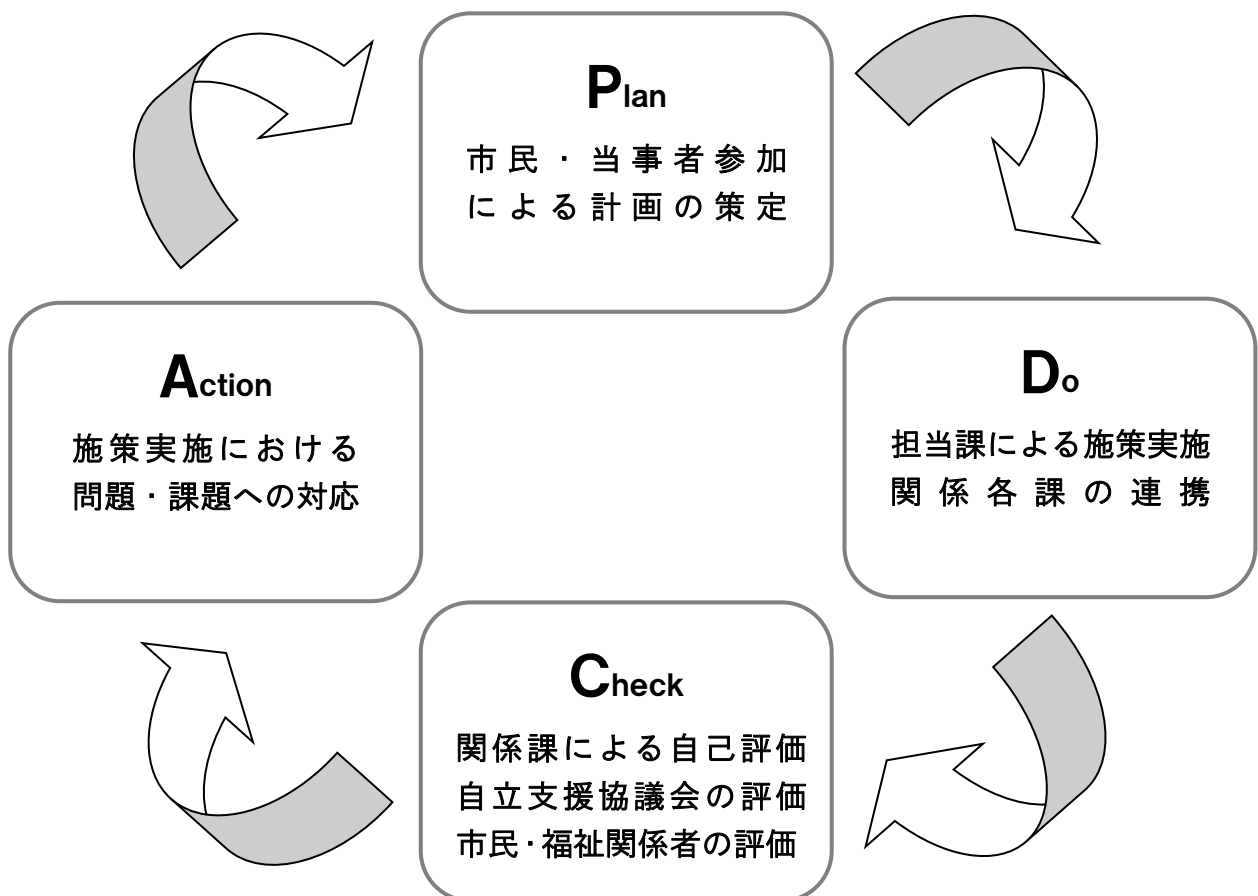
- い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じること
- ・また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましいこと
- ・活動指針については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量の達成状況等の分析・評価を行うことが望ましいこと

第4期計画においては、これらのPDCAサイクルのプロセスを念頭に、計画作成の段階において、基本指針に即しつつ地域の実情に応じて成果目標及び活動指針を設定するとともに、成果目標の達成に向けて必要となる活動指針についても整理しておくことが必要となります。

※成果目標：障がい福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するもの

※活動指針：国全体で達成すべき数値目標の形では設定しないが、都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障がい福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するもの

■PDCAサイクルのイメージ



第2章 障がい者を取り巻く状況

1

障がい者数の推移

【障がい者数の状況】

市における平成26年3月31日現在の年齢別障がい種別の障がい者数をみると、身体障がい者が1,575人、知的障がい者が342人、精神障がい者が562人となっています。

◆障がい者の状況

(単位：人)

	18歳未満 (うち学齢時未満)	18～64歳	65歳以上	総 数
総 人 口	7,441	30,180	13,204	50,825
うち身体障がい者	29(8)	525	1,021	1,575
うち知的障がい者	106(8)	222	14	342
うち精神障がい者(※)	30(1)	459	73	562
障がい者総計	165(17)	1,206	1,108	2,479

※ 本計画で対象とする精神障がい者については、精神障害者保健福祉手帳所持者(229名)及び自立支援医療(精神通院医療)受給者数(549名)を併せた人数とします。

※ 18歳未満における()内数値は学齢時未満児童の数

【身体障がい者】

平成26年3月31日現在における身体障がいの等級別では1級が525人、2級が270人、3級が250人、4級が373人、5級が80人、6級が77人となっています。

また、種類別の状況は、肢体不自由が859人、内部障がい492人、視覚障がい107人、聴覚・平衡機能障がい90人、音声・言語・そしゃく機能障がい27人となっています。

◆身体障害者手帳所持者数の推移(各年3月31日現在)

(単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
18歳未満	25(10)	26(7)	29(7)	28(9)	29(8)
18歳～64歳	524	530	530	514	525
65歳以上	762	777	818	838	1,021
総 数	1,311	1,333	1,377	1,380	1,575

※ 18歳未満における()内数値は学齢時未満児童の数

※ 資料：千葉県健康福祉部障害福祉課

◆等級別障がい者数の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

等級	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1級	444	441	467	457	525
2級	234	252	256	258	270
3級	203	211	213	217	250
4級	287	295	305	315	373
5級	83	66	68	64	80
6級	60	68	68	69	77
合計	1,311	1,333	1,377	1,380	1,575

◆種類別障がい者数の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
視覚障がい	90	86	91	94	107
聴覚・平衡機能障がい	70	80	85	85	90
音声・言語・そしゃく機能障がい	18	19	15	18	27
肢体不自由	741	734	756	750	859
内部障がい	392	414	430	433	492
総数	1,311	1,333	1,377	1,380	1,575

※ 資料：千葉県健康福祉部障害福祉課

【知的障がい者】

平成26年3月31日現在における知的障がいの程度別の状況は、軽度が117人、中度が82人、重度が143人となっています。

また、年齢別については、18歳未満が106人、18歳以上が236人となっています。

◆療育手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
18歳未満	105(15)	114(14)	120(14)	112(6)	106(8)
18歳以上	194	196	206	226	236
総数	299	310	326	338	342

※ 18歳未満における（ ）内数値は学齢時未満児童の数

◆障がい程度別障がい者数の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

等級	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
軽度	91	97	109	114	117
中度	78	82	84	90	82
重度	130	131	133	134	143
合計	299	310	326	338	342

※ 資料：千葉県健康福祉部障害福祉課

【精神障がい者】

平成26年3月31日現在における精神障害者保健福祉手帳所持者は、229人となっています。また、平成26年3月31日現在における自立支援医療（精神通院医療）制度の利用者数は、549人となっています。

◆等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年3月31日現在）

（単位：人）

	1級	2級	3級	合計
平成22年	31	104	32	167
平成23年	30	114	36	180
平成24年	31	129	46	206
平成25年	31	149	43	223
平成26年	31	158	40	229

◆自立支援医療（精神通院医療）制度受給者数（各年3月31日現在）

（単位：人）

	公的負担を受けている通院患者
平成22年	411
平成23年	470
平成24年	503
平成25年	503
平成26年	549

※ 資料：千葉県健康福祉部障害福祉課

第3章 障がい福祉サービス等の数値 目標と見込み量

この計画における数値目標は、国の基本指針を踏まえて、地域の実情に応じて設定することになっており、大網白里市では、平成29年度を目標年度として、次のように数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める視点から、従来の体系で福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に行く人の数を見込み、平成29年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

■【参考】 国の考え方 ■

国の考え方	
●	平成25年度末時点での施設入所者の12%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者から4%以上削減することを基本とする。
●	当該目標値の設定に当たり、平成26年度末において、障害福祉計画で定めた平成26年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【目標値】

項目	数値	市の考え方
【実績値】 平成26年3月31日時点の入所者数(A)	46人	平成26年3月31日時点での「施設入所支援」利用者。
29年度末までの施設入所者数(B)	44人	地域移行による退所者及び新規の施設入所者を含む。
入所者数の削減目標人数(C)	2人	(A)-(B) 国の目標は4%(本市では1.8人相当)以上。
【目標値】 29年度末までの地域移行者数の目標数(D)	6人	(A)のうち、グループホーム等へ移行する人数 国の目標は12%(本市では5.5人相当)以上。

【数値目標の考え方】

本市における現在の施設入所者については重度重複障がいをもつ方が多く、地域生活への移行が現実的に困難である一方で、同程度の障がいをもつ待機者も確認されています。そのため、重度対応型グループホームの設置・サービス移行を視野に入れつつも、国の目標値を基本とした目標値を設定し、適切なサービスの見極めとサービス利用待機者の解消をすることを主眼に置きます。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

入院中の精神障がい者の退院に関する目標値として、入院後3か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率並びに長期在院者数に関する目標値を設定します。

■【参考】 国の考え方 ■

国の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ●入院後3か月時点の退院率については平成29年度における目標を64%以上とし、入院後1年時点の退院率については平成29年度における目標を91%以上とすることを基本とする。 ●また、長期在院者数については平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減することを基本とする。 ●これと併せ、医療計画における基準病床数の見直しを進める。

【千葉県における目標値（案）】

項目	数値	市の考え方
【目標値】 入院後3か月の退院率	84.4%	県が定める目標値達成を図るため、対象者への個別的な対応を行っていきます。
【目標値】 入院後1年時点の退院率	91%	
【目標値】 在院期間1年以上の退院率	18%	

【数値目標の考え方】

精神障がい者の地域生活移行については、国の基本指針においては市町村における成果目標は定められていませんが、都道府県における成果目標を踏まえて活動指標を設定することとされているため、千葉県における成果目標をここに掲げています。

市においては、入院中の精神障がい者の退院について、個別支援会議の開催など、医療機関や福祉サービス事業所等との連携を強化し、円滑な地域生活への移行が行えるようネットワークを活用した支援を行っていきます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度末までに一般就労に移行する人数の目標を設定します。

また、目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定しました。

■【参考】 国の考え方 ■

国の考え方	
●平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。	
●また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。	

【目標値】

項目	数値	市の考え方
【実績】 平成24年度一般就労移行者数	2人	平成24年度に就労移行支援を利用した者のうち、年度内に一般就労へと移行した人数
【目標値】 目標年度の年間一般就労者数	5人	国の目標は、24年度の2倍以上
【実績】 平成25年度末就労移行支援事業利用者	23人	平成26年3月において就労移行支援を利用した者の数
【目標値】 目標年度の年間利用者数	37人	国の目標は、25年度末の60%以上の増加

項目	数値	備考
就労移行支援事業所の見込み(A)	5箇所	平成26年度末市内事業者数 4事業所
上記のうち就労移行率が3割以上の事業所の見込み(B)	3箇所	市内事業所定員数合計 66人
【目標値】 (B)/(A)	60%	

【数値目標の考え方】

就労移行支援事業については、市内での事業を拡充する方針とし、計画年度内で1箇所の新規事業所設立を想定します。

一般企業に対し障がい者雇用への啓発を行うことで、雇用側の間口の拡大を図り、事業所全体の就労移行率の増加を目指すとともに、市内の各就労移行支援事業所で年間各1名の一般就労移行者を見込みます。

2 各サービスの実績と見込量及びその確保方策

ここでは、障がい福祉サービスを「訪問系」、「日中活動系」、「居住系」、「相談支援」、「障がい児通所支援」の5つに分類して、それぞれの障がい福祉サービスでの計画値と実績値の比較、平成27年度から平成29年度までの見込量を示します。

訪問系：在宅で受けることができるサービスや介護者支援など

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

日中活動系：日中の活動の場を提供するサービス

生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、療養介護、短期入所

居住系：住まいの場を提供するサービス

施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助

相談支援：計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

障がい児通所支援：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児入所支援(実施主体は県)

- ※ 各ページ表中、「0」は事業実施はされているが実績が無いもの、「-」は事業の実施自体が無いことを表します。
- ※ 各ページ表中、平成26年度の実績値はすべて見込値となっています。

(1) 訪問系サービス

【現状と課題】

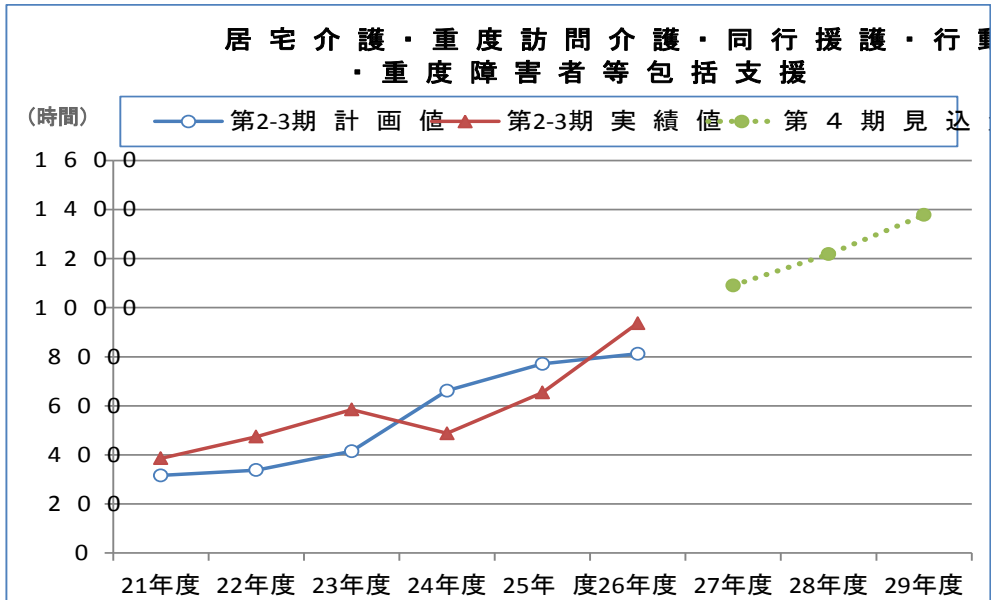
- 訪問系サービスについては、計画相談支援事業の充実に従い、以前よりサービスに結びつきやすく、個々人に適した時間・種類のサービス提供がされるようになっていきます。
- 福祉ニーズの増加や障がいの多様化に対して、本市の福祉資源の充実が追い付いていない面もあります。
重度障がい者や難病患者に対する支援においては、医療的ケアが必要な場合も想定されますが、市内での専門研修の受講体制が十分に整っていないこともあり、利用者の障がい種別や疾病によっては対応できないことも生じてきています。
介護人材の定着率が思うように上がらないこともあり、将来的な事業所における量的不足も懸念されるほか、対象疾病が拡大されていく難病等患者への対応など、事業所ごとの対応可能な障がい範囲の拡大などの、サービスの質の充実も求められています。
- 重度障害者等包括支援については、県下でも提供可能な指定事業所がなく、新規の設置も進んでいません。

【計画値と実績値】

◆訪問系サービス

	単位	第2期計画値			第2期実績値			第3期計画値			第3期実績値			第4期見込量		
		21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護	時間 /月	204	216	254	267	328	376	372	409	450	320	473	457	546	627	721
重度訪問介護		43	46	49	68	54	61	73	91	91	52	53	365	385	405	425
同行援護		-	-	30	-	-	24	40	50	50	50	70	98	123	129	155
行動援護		69	76	82	51	92	124	177	221	221	66	58	17	37	57	77
重度障害者等 包括支援		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		316	338	415	386	474	585	662	771	812	488	654	937	1091	1218	1378

	単位	第2期計画値			第2期実績値			第3期計画値			第3期実績値			第4期見込量		
		21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護	人 /月	17	18	19	21	22	22	30	33	36	22	30	32	39	47	56
重度訪問介護		2	2	2	4	3	3	4	5	5	3	3	4	5	6	7
同行援護		-	-	3	-	-	2	4	5	5	4	5	5	6	6	7
行動援護		3	3	3	2	3	3	4	5	5	4	4	2	4	6	8
重度障害者等 包括支援		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		22	23	27	27	28	30	42	48	51	33	42	43	54	65	78



- ・居宅介護
利用需要は多く、障がい範囲の拡大、計画相談支援の完全施行により今後も利用量増が大きく見込まれます。
- ・重度訪問介護
個人ごとの利用状況の影響が大きく、利用時間の実績値が急増しています。
- ・同行援護、行動援護
利用者数が大きく変動するサービスではありませんが、障がい者全体数の増加傾向に従い、緩やかに増加していくと見込まれます。

【見込量の確保方策】

- 介護サービス事業所の障がい分野での参入を促進するなど、サービスの量的充実に対応していくほか、障がい種別、特に知的・精神及び難病等の疾病によっては対応できない場合も生じているため、介護事業者に対する研修等によって、サービスの質の向上を図ります。また、同行援護をはじめとした利用対象者が限られるサービスについては、対象者の把握と個別の制度周知を検討していきます。
- 障がい者自身の高齢化や障がいの重度化に対応していくため、サービス内での対応だけでなく、医療連携体制の充実による重度障がい者への支援体制の充実も併せて行っていきます。
- 重度障害者等包括支援については、他サービス提供体制の確保により、対象者に個別に応じることのできる柔軟な支援体制を整えます。

（２）日中活動系サービス

【現状と課題】

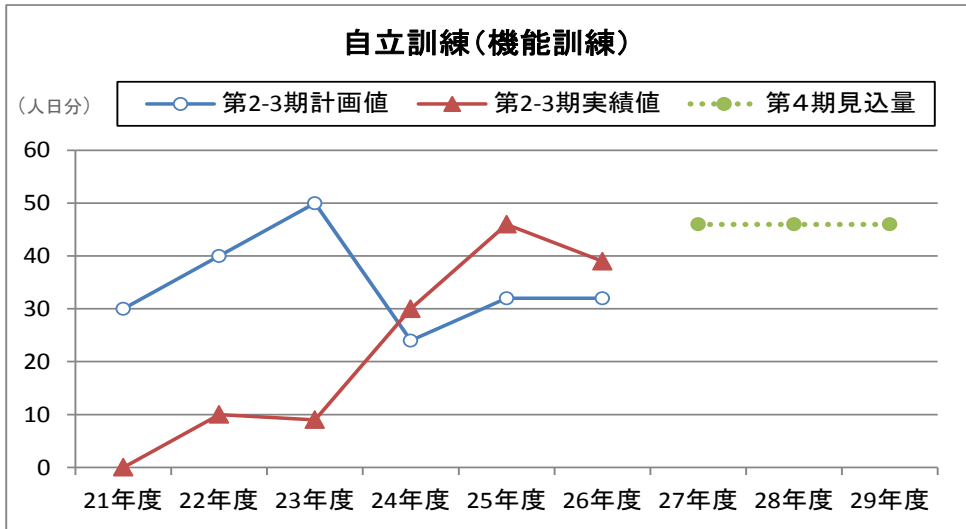
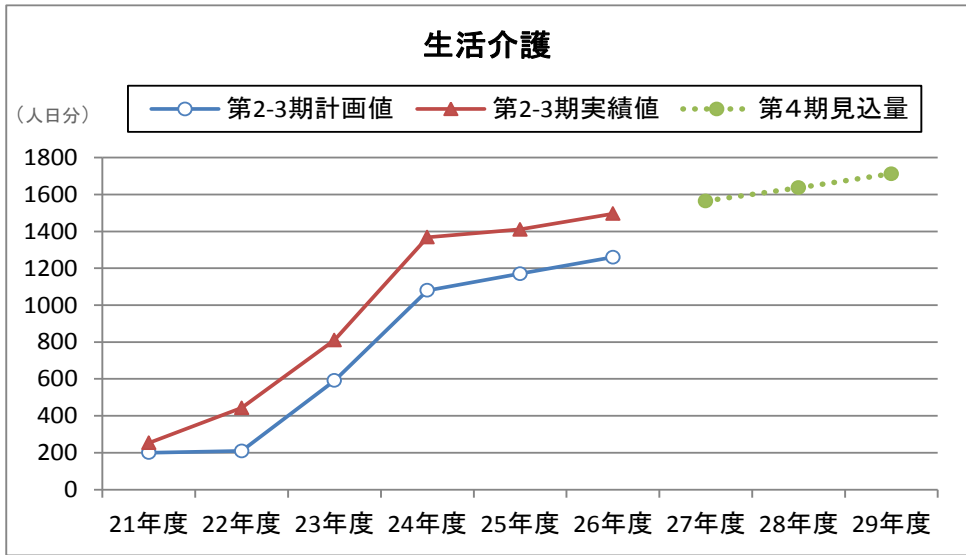
- 日中活動系サービスについては、サービス種別によって事業所数にばらつきがありますが、おおむねサービス需要には応じられています。
- サービス提供の作業内容などでは、事業所の努力だけでは選択肢が狭くなりがちであり、利用者の特性の多様さに応じきれていないことがあります。
- 利用期間の定められているサービスについては、十分な効果を挙げられずに期間を終え、別のサービスに移行せざるを得ないことがあります。
- 就労移行支援は、一般就労移行の実績は漸増しているものの、障がい種別ごとの定着率などでばらつきが生じています。また、雇用する企業における障がいに対する理解があまり進んでおらず、雇用率及び定着率に影響を及ぼしています。
- 療養介護は利用待機者も若干数把握されており、必要性はあるものの、事業所の設置要件が厳格で、供給量増が望みにくい状態です。
- 短期入所（ショートステイ）については、市内の事業所は常に定員いっぱいの状態となっており、近隣他市の事業所も利用されていますが、ニーズには全て対応しきれていません。また長期利用者も増加し続けており、緊急時の対応でも受入できない場合も生じてきています。

【計画値と実績値】

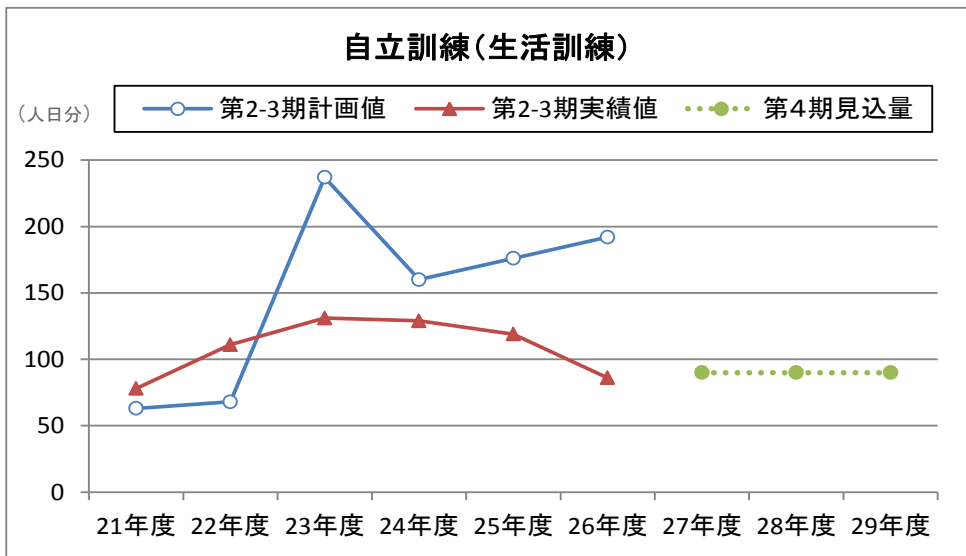
◆日中活動系サービス

	単位	第2期計画値			第2期実績値			第3期計画値			第3期実績値			第4期見込量		
		21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活介護	人 分	200	209	591	253	443	811	1080	1170	1260	1368	1411	1496	1565	1637	1712
自立訓練 (機能訓練)		30	40	50	0	10	9	24	32	32	30	46	39	46	46	46
自立訓練 (生活訓練)		63	68	237	78	111	131	160	176	192	129	119	86	90	90	90
就労移行支援		208	217	407	119	182	288	342	378	414	430	446	455	522	594	666
就労継続支援 (A型)		10	20	30	0	0	0	20	20	40	53	0	0	0	20	20
就労継続支援 (B型)		554	561	729	472	633	700	867	952	1037	795	952	961	1056	1161	1276
療養介護		0	0	20	13	30	31	30	30	30	30	30	30	30	30	30
短期入所		129	139	148	97	126	127	176	187	209	156	146	137	161	169	193

	単位	第2期計画値			第2期実績値			第3期計画値			第3期実績値			第4期見込量		
		21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活介護	人 /月	15	16	45	18	27	43	60	65	70	72	74	78	82	85	88
自立訓練 (機能訓練)		2	2	3	0	1	1	3	4	4	3	3	2	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)		4	4	14	5	11	17	20	22	34	15	13	10	10	10	10
就労移行支援		14	15	27	8	10	16	19	21	23	24	25	26	29	33	37
就労継続支援 (A型)		1	1	1	0	0	0	1	1	2	3	0	0	0	1	1
就労継続支援 (B型)		35	35	46	31	42	42	51	56	61	51	61	57	60	63	67
療養介護		0	0	2	1	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3
短期入所		11	11	12	9	11	12	16	17	19	15	15	17	20	21	24

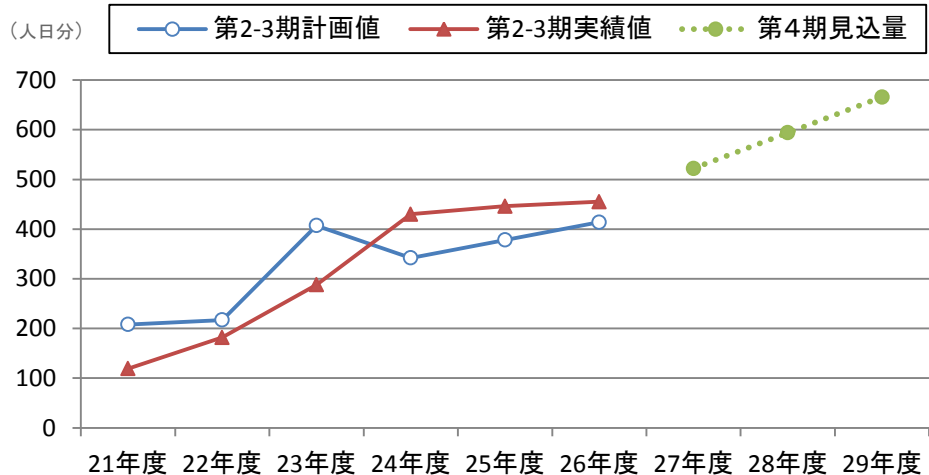


利用期間が定められているサービスで、利用者が毎年入れ替わる形になっています。また、利用者個人ごとの利用の影響が大きく、計画値と実績値との間に差が生じています。

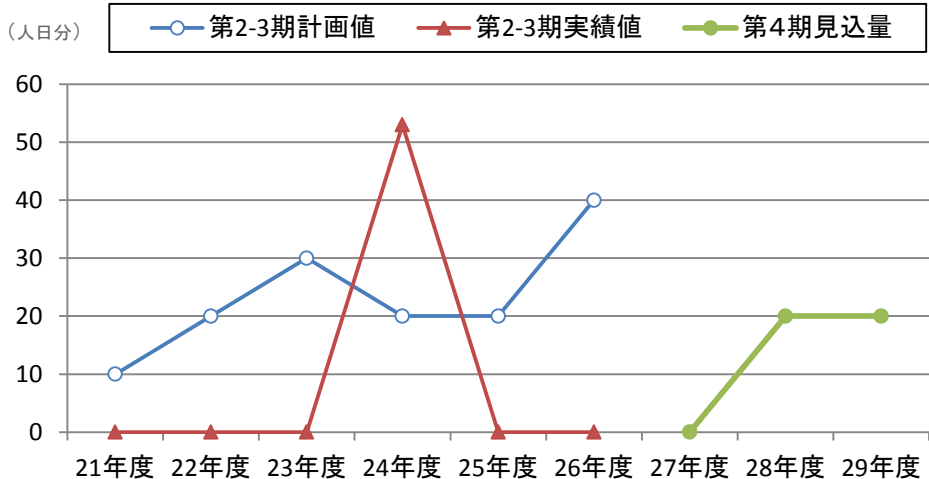


平成23年度は法改正によるサービス移行者を見込んでいましたが、見込みより他サービスへの移行が多くなったため、実績との間に大きな差が生じています。

就労移行支援

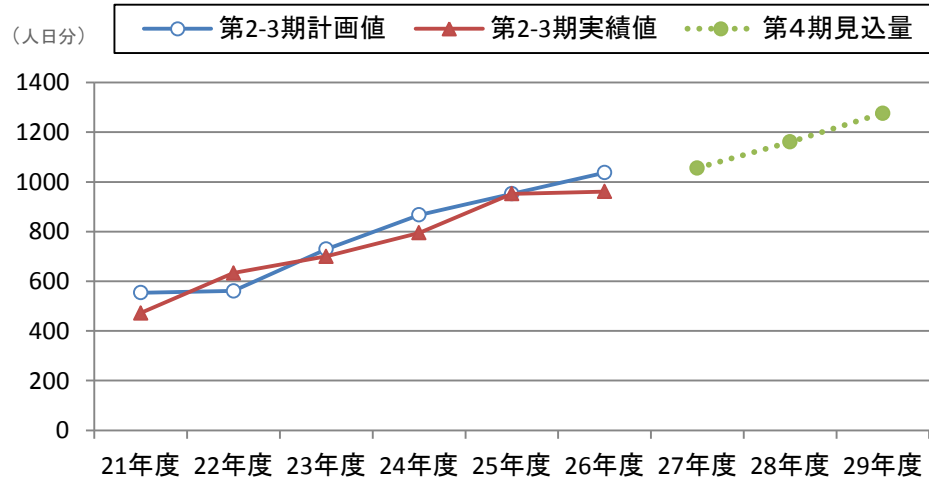


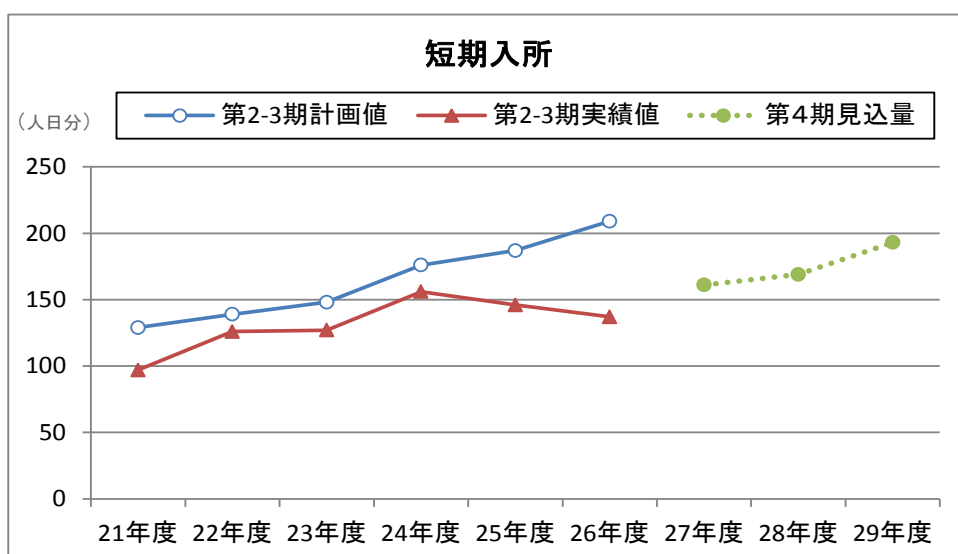
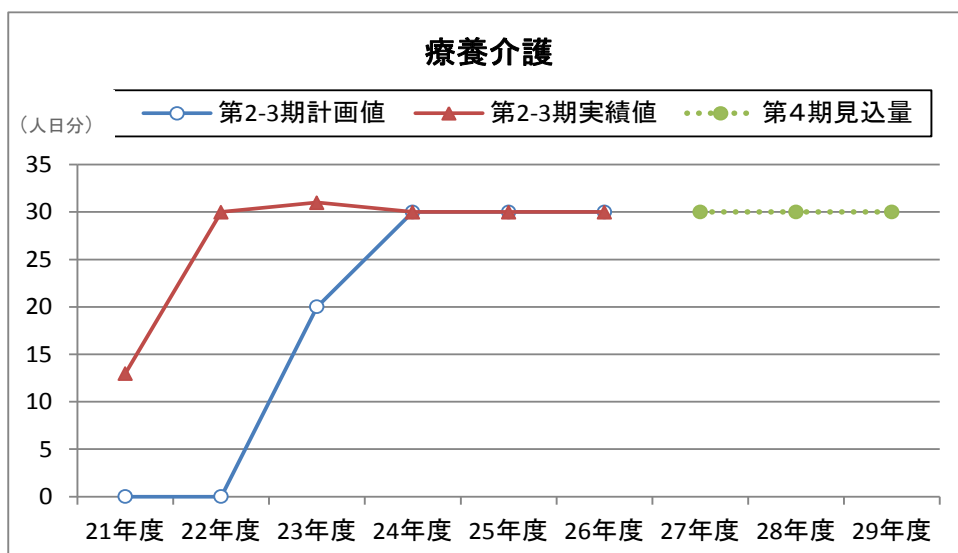
就労継続支援(A型)



平成24年度末における近隣事業所の閉所に伴い、利用者が減少となっています。

就労継続支援(B型)





実際の利用ニーズは増加し続けているものの、定員の問題から「利用待機」となって利用に結びつかないケースが生じているため、実績値が減少しています。

【見込量の確保方策】

- 就労移行支援については、研修等を通じて事業所のスキルアップを図ることに加え、受入側である企業への働きかけを重視し、障がい者雇用への啓発を行うことで雇用の間口の拡大を図ります。
- 就労系事業については、障害者優先調達推進法の趣旨を鑑み、役務の提供や物品の購入等について官公庁需要の増加に努めるとともに、事業所との連携を強化し、工賃の向上や事業内容の拡大を図る等、利用者の環境整備の方法を検討していきます。
- 短期入所事業については、補助事業の活用等により市内事業所の設置を推進し、利用ニーズに応じられるだけの福祉資源の整備を図ります。
- 近隣他市を含めて不足しているサービス種別については、県社会福祉施設等施設整備費補助事業の活用を視野に入れ、広域的な施設数の増加を検討していきます。
- サービス利用希望者の正確なニーズ把握を行い、適切なサービス事業所の利用ができるよう、相談支援事業の強化を通じてサービス利用待機者の解消に努めます。

(3) 居住系サービス

【現状と課題】

- 国の方策として施設からの地域移行促進がうたわれている一方、本市においては在宅はもちろん、グループホームでは適応できない障がい特性を持つ場合も多く、施設入所支援以外に利用できるサービスが無い方もいます。また、そのニーズも増加しており、サービスの利用待機者の解消もあまり進んでいません。
- 今後の地域移行の要となることが期待される共同生活援助（グループホーム）については、本市の特徴として戸数が多く、さらに設置数や定員の増加によって地域の受け皿としての体制を整えつつありますが、その一方で対応可能な障がい程度・障がい種別に限界があり、重度障がいや難病のある方への対応が未だ困難です。また、市内の設置されている地域に偏りがあります。

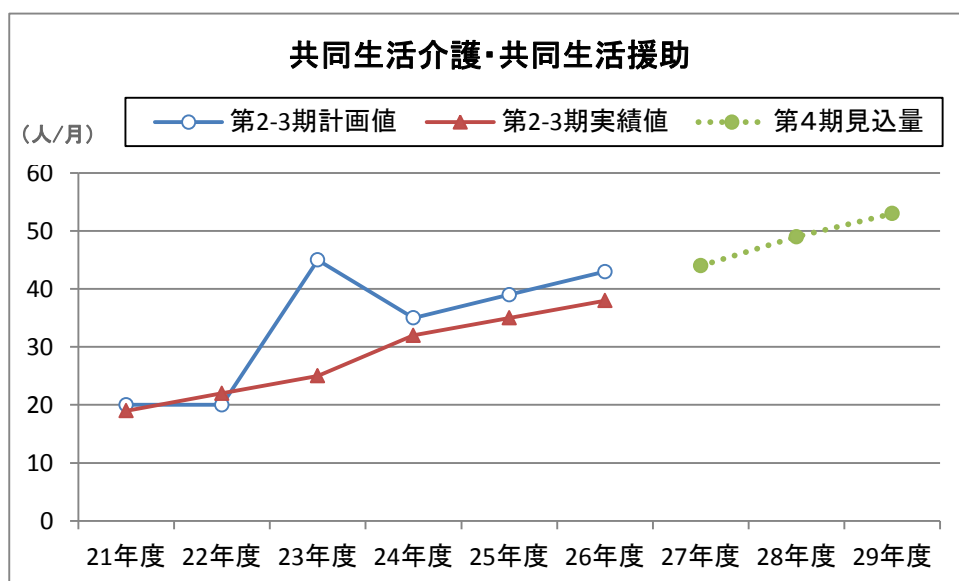
【計画値と実績値】

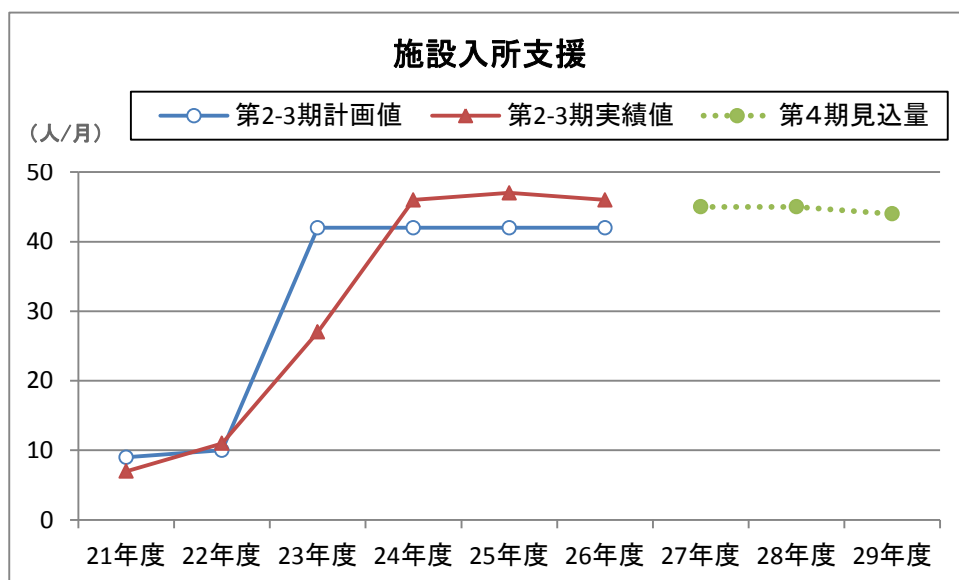
◆居住系サービス

	単位	第2期計画値			第2期実績値			第3期計画値			第3期実績値			第4期見込量		
		21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
共同生活介護 (ケアホーム)	人 /月	14	14	25	14	15	19	25	27	29	23	26	-	-	-	-
共同生活援助 (グループホーム)		6	6	20	5	7	6	10	12	14	9	9	38	44	49	53
施設入所支援		9	10	42	7	11	27	42	42	42	46	47	46	45	45	44

※平成26年4月から「ケアホーム」が「グループホーム」に一元化されることになりました。

表中平成26年度以降の「共同生活援助（グループホーム）」欄については、「共同生活介護（ケアホーム）」欄の数値を含む値になっています。





【見込量の確保方策】

- 「福祉施設の入所者の地域生活への移行」という方針に即し、施設入所支援においては計画年度における2名の利用者減を目指し、共同生活援助（グループホーム）の活用による地域移行を進めるとともに、サービス利用待機者の解消を図ります。
- 事業者の運営費助成事業を実施していくことで、共同生活援助サービスの供給量の増加を図ります。また、事業者の設立・運営負担の軽減を図るため、スプリンクラー設置等の補助事業について検討していきます。
- 入居者の家賃助成事業を活用することで、利用者負担の軽減を図り、利用量の増加を推進します。
- 重度対応型グループホームの設置のほか、訪問系、日中系も含めた各サービスの対応可能な障がい範囲の拡大を図ることで、地域でより広い範囲の障がいを持つ方を受け入れられるように支援します。

（４）相談支援

【現状と課題】

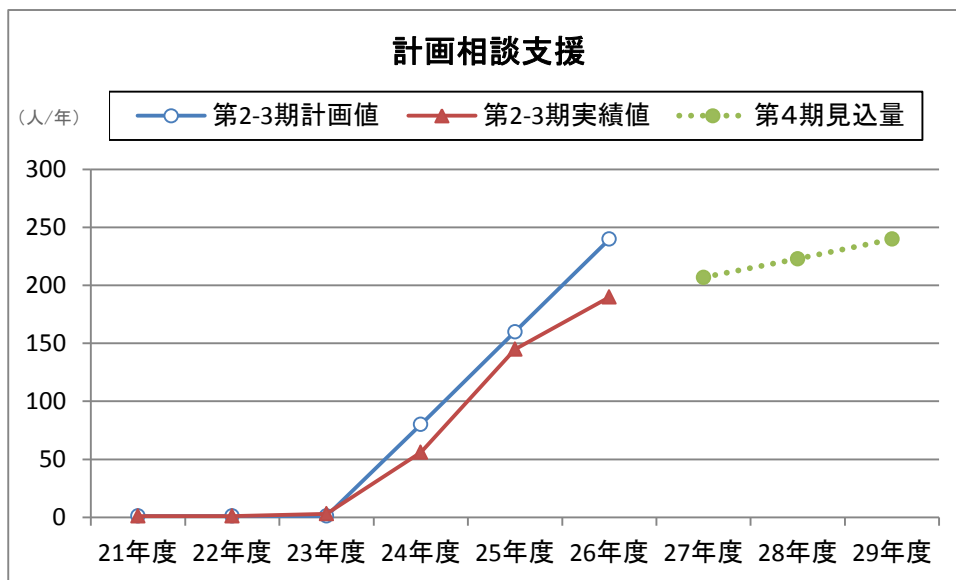
- 相談支援事業は、事業所及び相談員の数足りておらず、各事業所への負担が非常に大きくなっているほか、一人一人に十分な時間をとったアセスメントができないなど、利用者へのサービスが十分に提供できなくなってしまう可能性が生じています。
- 事業を知ることができない方もいるなど、対象者からの自発的相談が困難な場合も多く、対象者の把握が難しくなっています。
- 基本報酬額がその重要性和サービス提供内容に見合っておらず、事業者が参入しづらいのが現状となっています。

【計画値と実績値】

◆相談支援系サービス

	単位	第2期計画値			第2期実績値			第3期計画値			第3期実績値			第4期見込量			
		21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
計画相談支援	人/年	1	1	1	1	1	3	80	160	240	56	145	190	207	223	240	
地域移行支援		-	-	-	-	-	-	-	1	2	4	1	3	2	3	4	6
地域定着支援		-	-	-	-	-	-	-	1	2	4	3	6	4	5	6	7

	単位	第2期計画値			第2期実績値			第3期計画値			第3期実績値			第4期見込量		
		21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
セルフプラン	人/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	5	50	69	92	114



【見込量の確保方策】

- 近隣市を含めたサービス利用者数に対して相談支援事業所が不足しているため、千葉県の実施する研修のほか、自立支援協議会の相談支援部会における検討等、専門性の高い協議体を活用することで相談支援専門員の数の確保と質の向上を図ります。
- 事業所の増加にも限界があることから、親族等によるセルフプランを利用者の選択肢の一つとするため、一般に対して制度についての周知活動を行い、制度主旨及び障がい支援についての知識の普及に努めます。

障害者総合支援法では、障がい者の地域での生活をより効果的に支援するために、地域の実情に応じて市町村が実施する地域生活支援事業を位置づけています。この事業は、障がい者の能力や適性に応じて自立した生活を過ごせるよう、身近できめ細やかな支援を行う事業で、様々なメニューが用意されています。

障がい者本人や家族等からの福祉や地域生活等に関する各般の相談に応じ、指導・助言、情報提供などを行う『相談支援』、意思疎通に障がいがある人の『意思疎通支援』、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出に対する『移動支援』、日中活動の場となる『地域活動支援センター』の運営、日中施設において一時預かりや見守り等を行う『日中一時支援』など、日常生活上必要な支援と障がい福祉サービスとの組み合わせにより、利用者のニーズに対応できる支援策を組み立てることが可能となります。

○必須事業

相談支援事業：障がい者のサービス利用や地域生活に伴う相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行います。

相談支援事業、市町村相談支援機能強化事業 等

成年後見制度利用支援事業：知的障がいのある人、または精神障がいのある人に対して成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とします。

意思疎通支援事業：手話通訳等の方法により、障がいを持つ人との意思疎通を仲介します。

手話通訳者派遣事業、手話通訳設置事業 等

日常生活用具給付等事業：自立生活支援用具等の給付または貸与を行います。

介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具 等

移動支援事業：外出のための支援を行います。

地域活動支援センター：創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

基礎的事業、機能強化事業（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）

○市町村任意事業：上記以外のサービス

訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、自動車運転免許取得・改造助成事業、知的障害者職親委託事業、障害者虐待防止対策支援事業 等

(1) 計画値・実績値・見込量

事業名	単位	計画値			実績値			見込み量		
		24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
相談支援事業										
相談支援事業										
障がい者相談支援事業	か所	2	2	2	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実人/年	1	1	1	-	0	1	1	2	2
成年後見制度法人後利用支援事業	実人/年	-	-	-	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施
意思疎通支援事業										
手話通訳者派遣事業	件/年	200	200	200	158	156	166	171	176	181
要約筆記者派遣事業	件/年	3	3	3	1	6	8	12	12	12
手話通訳設置事業	実設置者数/月	1	1	1	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	事業/年	-	-	-	-	-	実施	実施	実施	実施
日常生活用具給付等事業										
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1	0	4	4	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	7	8	9	11	9	10	10	10	10
在宅療養等支援用具	件/年	6	7	8	7	7	4	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1	8	4	6	6	6	6
排泄管理支援用具	件/年	770	800	800	724	808	946	1078	1228	1399
居宅生活動作補助用具	件/年	1	1	1	1	8	4	4	4	4
移動支援事業	実人/年	18	18	18	11	20	27	30	32	34
	時間/年	800	800	800	542	610	400	445	475	505
地域活動支援センター事業（Ⅰ型）	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実人/年	135	135	135	96	81	90	100	110	121
地域活動支援センター事業（Ⅱ型）	か所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	実人/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域活動支援センター事業（Ⅲ型）	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実人/年	15	15	15	11	11	11	13	14	15
日中一時支援事業	か所	9	9	9	11	13	15	17	18	19
	実人/年	30	30	30	28	36	35	38	40	42
訪問入浴サービス事業	実人/年	3	3	3	4	3	5	6	7	8
障害者虐待防止対策支援事業	事業/年	-	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
知的障害者職親委託事業	か所	2	2	2	2	2	1	1	1	1
	実人/年	2	2	2	1	1	1	1	2	2
自動車運転免許取得・改造助成事業	実人/年	2	2	2	1	2	3	3	3	3
自発的活動支援事業	事業/年	-	-	-	-	-	-	実施	実施	実施
理解促進研修・啓発事業	事業/年	-	-	-	-	-	-	実施	実施	実施

(2) 本市における実施状況と見込み

※実施状況は平成26年度末時点でのものです

○ 必須事業

1) 相談支援事業

障がいのある人や保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供、助言・指導等を行うため、本市では下記事業所と委託契約を結び事業を実施しています。

今後も継続して実施していくほか、連携機能を特に強化することで障がい者それぞれの福祉ニーズを早期に発見し、適切なサービスへと繋げられるよう努めます。

●委託事業者

地域生活支援センター ゆりの木（東金市）

2) 成年後見制度利用支援事業

申立を行うべき親族がいない障がい者について、成年後見人の申し立てを行うほか、報酬の支払いが困難な対象者には報酬費用の助成を行っています。

対象者の把握のための周知活動を図っていくほか、市民に対して成年後見制度についての広報活動を行い、成年後見制度自体の周知に努めます。

3) 意思疎通支援事業

コミュニケーション能力に障がいを有する方に必要な情報支援を行うため、各事業を委託して実施しています。

●委託事業者

社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会（千葉市）

○ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がいのある方を中心に利用があり、毎年度一定量の需要があります。

件数と比較して利用者数があまり伸びていないため、今後は制度の周知によって潜在的な利用対象者への周知を図っていきます。

○ 手話通訳者設置事業

市役所の庁内において、週2日手話通訳者を窓口を設置し、コミュニケーションに障がいのある方の行政手続きの支援を行っています。

○ 手話奉仕員養成研修事業

山武圏域3市3町で共同し、委託にて講座を実施しています。2年で養成課程を修了する講座となっており、平成26年度より開始しました。

平成27年度からは山武郡市広域行政組合が実施主体となります。

4) 日常生活用具給付事業

障がい者の日常生活の利便性を図るために給付するものであり、毎年度用具の種類ごとに一定量の需要があります。特に直腸機能障がい・膀胱機能障がいのある方の増加に伴い、排泄管理支援用具は年度を経るごとに高い給付実績値を示しています。

今後ともこれらの用具を必要とする利用者の増加は見込まれることから、給付品目の見直しを定期的に行うなど事業の拡充を図っていきます。

5) 移動支援事業

平成26年度末時点で、市は下記の事業所と委託契約を結んで事業を実施しています。自発的移動が困難な身体障がいを持つ方や重度の知的障がいのある方を中心に利用されており、今後は障がい者の地域移行の方針、そして大網白里特別支援学校の開校から利用者の増加を見込み、利用できる事業所の拡充を図っていきます。

●契約事業者（平成26年度末時点）	
やさしい介護支援センターひまわり (大網白里市)	すまいる本舗（大網白里市）
ふれあいサービスセンター (大網白里市)	セントケア大網（大網白里市）
リンクスヘルパーステーション (大網白里市、市原市)	ヘルパーステーションはなみずき (東金市)
くつろぎの家（東金市）	サポートセンタースピリッツ (東金市)
ヘルパーステーションおきらく (千葉市)	生活支援センターつくも（睦沢町）、
ぽびあ訪問支援センターゆう (袖ヶ浦市)	

6) 地域活動支援センター事業（基礎的事業・機能強化事業）

障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う事業です（基礎的事業）。また、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3つのサービス類型に応じて、各種の訓練や意識啓発事業などを実施しています（機能強化事業）。

○Ⅰ型

専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施しています。

本市では、下記の事業所と委託契約を結んで事業を実施しています。今後も事業を継続するとともに、センターの機能についての周知活動を行うことにより利用者の増加を図っていきます。

●委託事業者
地域生活支援センター ゆりの木（東金市）

○Ⅱ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施するものです。

○Ⅲ型

従前の小規模作業所などの移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な経営が図られていることが移行の要件となります。

本市では「大網白里市福祉作業所」を設置しており、知的障がい者を中心に利用されています。今後も利用者数の増加と事業内容の充実に努めます。

○任意事業

1) 日中一時支援事業

平成26年度において、市は下記の事業所と委託契約を結んで事業を実施しています。日中活動系サービスの利用にはなじまない障がい者など、他サービスの隙間を埋めるサービスとして、柔軟なサービス利用を実施しており、そのニーズは増加しています。

今後も事業所と連携することで利用者が使いやすいサービスとして事業を実施するとともに、利用できる事業所の拡大に努めます。

●契約事業者（平成26年度末時点）		
カマラードの里（東金市）	マナの家（九十九里町）	中野学園（千葉市）
エルピザの里（千葉市）	みらい工房（千葉市）	八街わらの里（八街市）
就職するなら明朗塾 （八街市）	ふる里学舎きせつ館 （市原市）	ふる里学舎五井（市原市）
聖母療育園（旭市）	聖母通園センター （旭市）	聖マリア園（旭市）
生活支援センターつくも （睦沢町）	ぽびあキャリアセンター （袖ヶ浦市）	富里福葉苑（富里市）

2) 訪問入浴サービス事業

平成26年度末で、市は下記と委託契約を結んで事業を実施しています。自宅での入浴が困難な重度の障がいのある方が対象であり、今後は潜在的な対象者の利用を促進するため、事業所と連携した制度の周知に努めます。

●契約事業者（平成26年度末時点）	
セントケア千葉(株)（千葉市）	(株)アースマイル（茂原市）
(株)儀八（市原市）	

3) 障害者虐待防止対策支援事業

本市においては、養護者からの虐待を受けた障がい者のうち、生命・身体に重大な危険があると認められる方を緊急的に避難させるための居室の確保を常に行っています。

今後も継続して、同事業を実施していきます。

4) 知的障害者職親委託事業

現在、本市においては1か所が千葉県における職親登録を受けています。

業種：農業

今後はニーズの見極めを行いながら、利用者の増加を図っていきます。

5) 自動車運転免許取得・改造助成事業

一定の要件を満たす障がい者に対して、運転免許取得の費用や、自身が運転する車への必要な改造費についての助成を行っています。

今後も継続して事業を実施していくほか、制度の利用周知に努めます。



4

障がい児支援

【現状と課題】

- 市内にはサービス提供可能な事業所が無く、利用者は他市の事業所を利用しています。新規に利用したくても、近隣の事業所は定員一杯となっていることも多く、利用できない、もしくは遠方にある事業所の利用をせざるをえないことがあります。
- 障がいのある子どもへの支援に悩んでいる保護者もあり、情報不足から適切な支援に繋がりにくくなっていることがあります。
- 大網白里特別支援学校が平成27年4月から開校することにより、今後の一層のニーズ増が見込まれます。

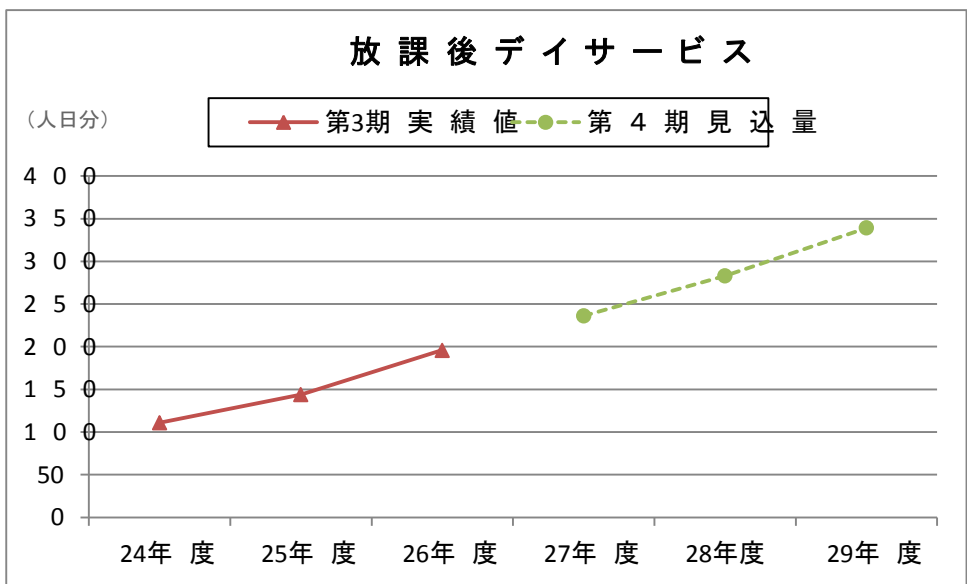
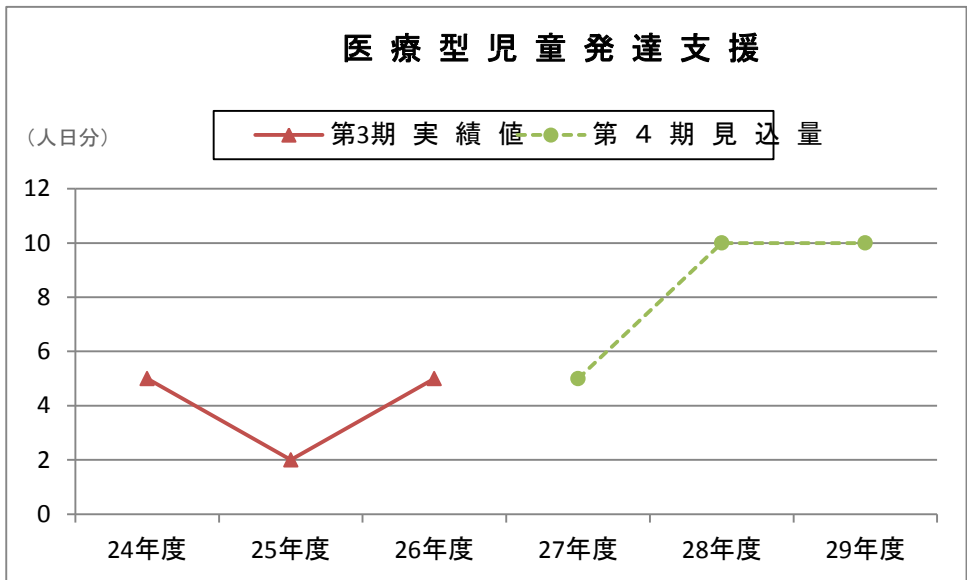
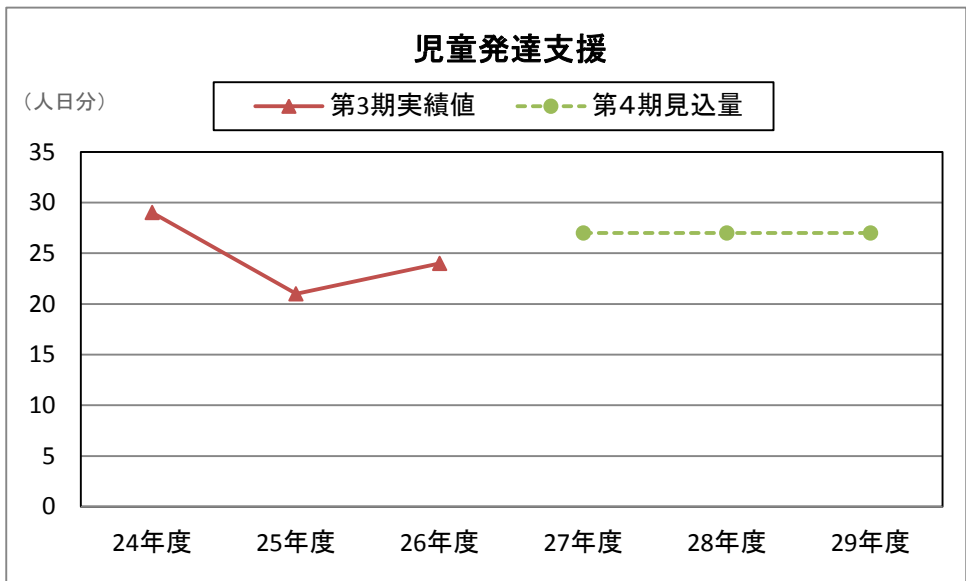
【計画値と実績値】

◆障がい児支援

	単位	第3期計画値			第3期実績値			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人日分	-	-	-	29	21	24	27	27	27
医療型児童発達支援		-	-	-	5	2	5	5	10	10
放課後等デイサービス		-	-	-	111	144	196	236	283	339
保育所等訪問支援		-	-	-	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援										

	単位	第3期計画値			第3期実績値			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人/月	-	-	-	5	5	4	5	5	5
医療型児童発達支援		-	-	-	1	1	1	1	2	2
放課後等デイサービス		-	-	-	13	14	16	21	24	27
保育所等訪問支援		-	-	-	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	-	-	-	2	3	2	6	8	9

	単位	第3期計画値			第3期実績値			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
セルフプラン	人/月	-	-	-	0	1	26	40	41	43



【見込量の確保方策】

- 平成26年度末時点で市内にこれらのサービスを提供する事業者が存在せず、ニーズも非常に高いことから、平成27年度より市内に大網白里特別支援学校が開校することに合わせて、在籍者の通所先となる児童福祉サービス事業所の設置を、県社会福祉施設等施設整備費補助事業の活用も視野に入れながら進めます。
- 相談支援機関や自立支援協議会による活動を通じて障がい児支援についての知識の普及に努め、障がいのある子どもの家族自身が、子どもの特性及びライフスタイルに合わせた適切な支援を考えることのできる環境づくりを推進します。
- 特別支援学校を始めとした教育機関との連携を強化し、学齢児の福祉サービスの円滑な利用体制の構築に努めるとともに、随時ニーズ把握を行っていきます。

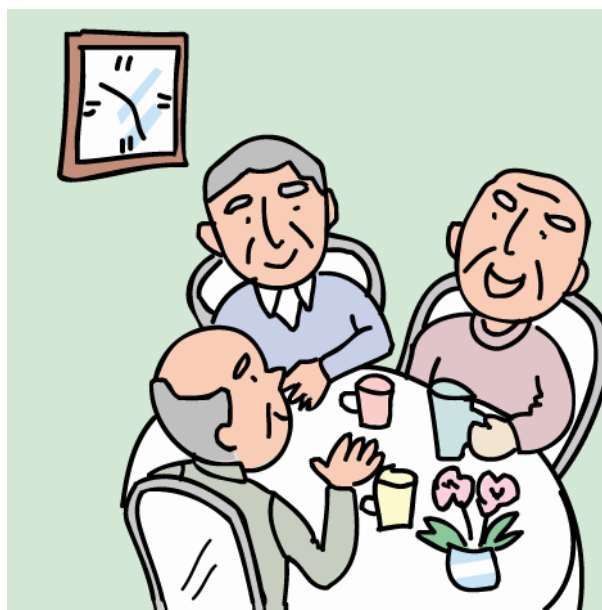


現在、障がい者の重度化や高齢化が進む中であって、「親亡き後」の障がい者が安心安全に地域の中で自立して生活できるように、障がい者の相談、交流の場の拡充、障がい別の受け入れや対応、専門的な相談の支援など、相談支援を中心として、学校から卒業、就職、親からの独立等、ライフステージに応じた、切れ目のない支援をする体制づくりが求められています。また、障がいのある人を支える家族等の支援者もそれぞれの課題を抱えていることが多く、「支援者への支援」の重要性も高まっています。

こうしたことから、障がい者の地域における生活支援を推進するため、居住支援機能と地域機能を一体化させた地域生活支援拠点の整備をしていくことが必要です。

本市では自立支援協議会等の場で、障がいのある人のニーズや既存サービス提供施設の整備状況を検討した上で、市内の障がい者支援施設を中心として、グループホーム等の居住支援機能やコーディネートやショートステイ等の地域支援機能等、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、総合的な相談支援機能を統合した地域生活支援拠点の整備を推進します。

それに加え、居住支援機能及び地域支援機能を担う市内の既存施設・事業がそれぞれ役割を分担しながら、緊密に連携し、障がい者の地域生活を支援するネットワークを構築することで、障がい者の多様性に柔軟に対応できる体制の面的整備を行います。



(1) 全庁的な施策の推進

障がい者施策は、福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくり、防災等広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには、行政全般にわたる取り組みが必要となります。今後も、関係各課や諸機関と連携し、施策の推進を図っていきます。

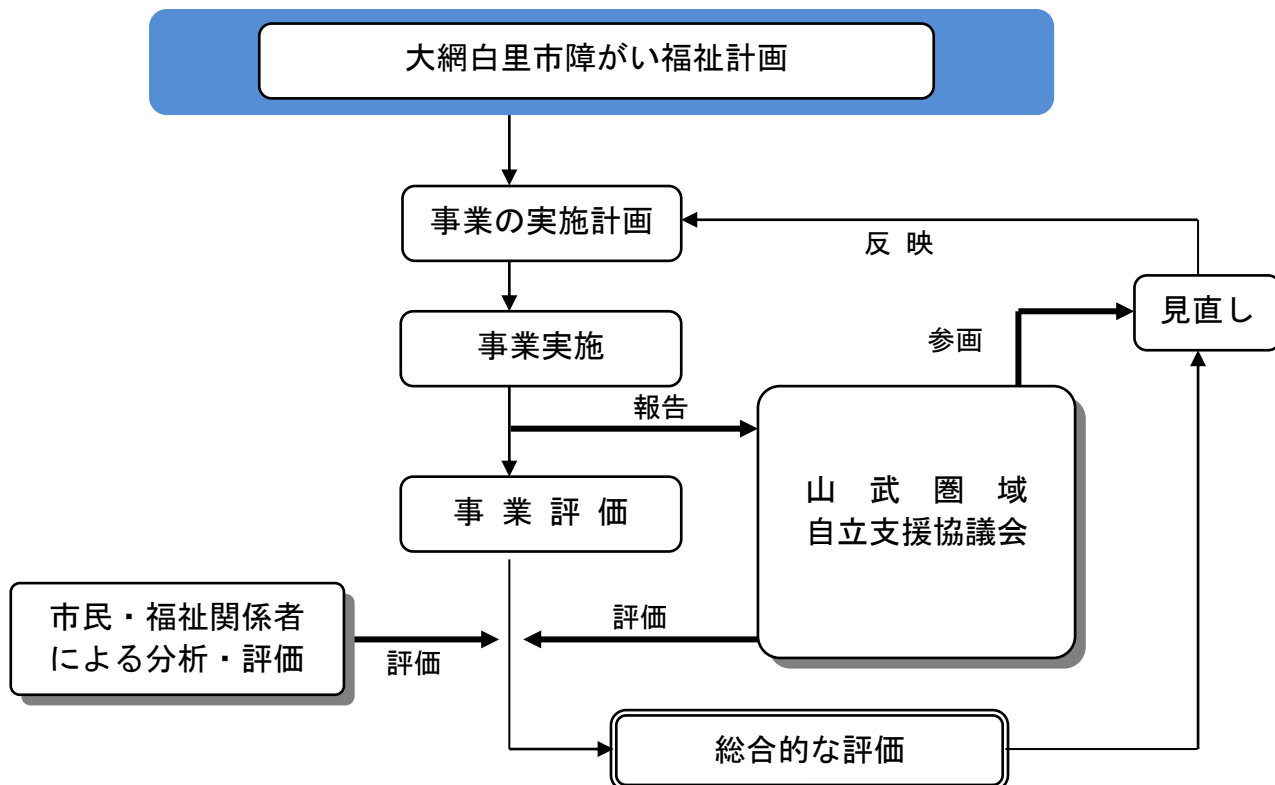
(2) 計画の進捗状況の評価と見直し

本計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況の評価し、必要に応じて見直しを行うことが必要です。今回の第4期計画においては、成果目標及び活動指針について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、中間評価として分析・評価を行うことが国の指針で求められています。

そのため、具体的に施策の執行、成果目標及び活動指標について、評価、見直しを行うため中間評価を実施することとし、保健・医療関係者、雇用関係機関、障がい者団体、学識経験者等の関連する分野の関係者や市民と協議を行う場を設けると共に、「山武圏域自立支援協議会」に図り、各種事業の効果的な実施と、各種サービスの質の向上を目指し、計画の着実な推進を図ります。

さらに、計画期間終了年次においては、次期の計画策定のため、障がいのある人、市民公募委員や公的団体の代表者等との協議の場を設け、前期の計画期間における各事業の成果や問題点等の検証を行い、基礎調査及び見直しの結果を次の計画に反映していきます。

— イメージ図 —



第4章 資料編

■懇談会

開催日	区分	主な内容
平成26年10月16日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・大網白里市障がい福祉計画策定懇談会委員委嘱状交付 ・委員紹介 ・会長及び副会長の選任 ①第4期大網白里市障がい福祉計画の概要について ②今後の策定スケジュールについて ③関係団体ヒアリングの実施について
平成26年11月21日	第2回	①大網白里町（市）障害福祉計画（第3期）の事業評価について ②関係団体ヒアリングの実施内容について
平成27年1月7日	第3回	①関係団体ヒアリングの結果報告について ②第4期大網白里市障がい福祉計画の素案検討について
平成27年2月18日	第4回	①第4期大網白里市障がい福祉計画の原案検討について ②今後の予定について
平成27年3月18日	第5回	①パブリックコメントの結果について ②第4期大網白里市障がい福祉計画案の最終検討について

■ヒアリング

主な内容

（団体）障がいのある人をめぐる状況について／利用している（したい）サービス／差別をなくしていくために／合理的配慮について
 （事業者）主な事業内容／事業の課題／事業者への支援について

開催日	区分	対象者
平成26年12月3日	団体	大網白里市身体障害者福祉会
平成26年12月10日	団体	長生山武自閉症協会
平成26年12月10日	事業者	社会福祉法人 ワーナーホーム
平成26年12月10日	事業者	NPO法人 コスモス大網ビレッジ
平成26年12月10日	事業者	NPO法人 ジョブファーム
平成26年12月17日	団体	山武郡市精神障害者家族会
平成26年12月17日	事業者	セントケア大網
平成26年12月17日	事業者	リンクスヘルパーステーション大網白里
平成26年12月19日	事業者	社会福祉法人 翡翠会

■パブリックコメント

意見提出期間	内容
平成27年3月2日～3月13日	意見提出件数 1件

大網白里市障がい福祉計画策定懇談会委員

区分	氏名	所属団体
学識経験者	石田 路子	城西国際大学 福祉総合学部福祉総合学科 教授
障がい者団体	高見 英雄	山武郡市精神障害者家族会 のぞみ会 副会長
	佐野 純子	長生山武自閉症協会 事務局長
	猪川 正夫	大網白里市身体障害者福祉会 会長
市民代表	齋藤 勝	公募
	三澤 清隆	公募
福祉関係機関	柳原 保	社会福祉法人 翡翠会 山武みどり学園 副施設長
	高木 由佳	社会福祉法人 ワーナーホーム 障害者就業・生活支援センター山武ブリオ 施設長
	青野 知子	NPO法人 コスモス NPO法人コスモス大網ビレッジ 施設長
	坂本 元美	株式会社 和光 マリン・ハウス 施設長
	高橋 亨	NPO法人福祉アシストワーク協会 福祉アシストワーク協会 施設長
	高橋 正己	NPO法人ジョブファーム 代表
	市東 達也	地域活動支援センター 大網白里市福祉作業所長
	原田 悦朗	山武健康福祉センター 副主幹
深田 浩之	千葉県立東金特別支援学校 教頭	
医療関係機関	林 歩	メンタルケア林クリニック

○大網白里市障害者計画等策定懇談会設置要綱

平成14年1月15日告示第3号

改正

平成16年9月8日告示第111号

平成19年2月7日告示第12号

平成20年8月28日告示第100号

平成24年12月28日告示第141号

平成25年4月11日告示第63号

平成25年10月21日告示第127号

大網白里市障害者計画等策定懇談会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による大網白里市障害者計画又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定による大網白里市障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するに当たり、市、関係機関、地域住民等が協力して、互いに意見の交換を図ることにより、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の社会活動等への参加を促進することを目的とする。

(懇談会)

第2条 前条の目的を達成するため、大網白里市障害者計画等策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 懇談会は、障害者計画等の作成に係る障害者のための施策に関し、意見を交換する。

3 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 地域住民

(3) 障害者及び障害者関係団体に所属する者

(4) 福祉関係機関に所属する者

(5) 医療関係機関に所属する者

4 懇談会の委員の任期は、障害者計画等が策定される日までとする。

(会長及び副会長)

第3条 懇談会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に係る課等の職員の出席を求め、障害者のための施策についての説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成16年9月8日告示第111号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成19年2月7日告示第12号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成20年8月28日告示第100号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日告示第141号)

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月11日告示第63号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年10月21日告示第127号)

この告示は、公示の日から施行する。

あ行

インフォーマルサービス (P. 6)

自治体や専門機関などの公的な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や地域住民、ボランティアなどによる、公的制度に基づかない支援のこと

NPO (P. 6)

Non Profit Organizationの略で、行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織のこと。平成10年、これに法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立した。

か行

グループホーム(共同生活援助) (P. 3)

地域の中にある住宅(アパート、マンション、一戸建て等)において、数人の障がい者等が一定の経済的負担を負って共同生活をする形態。その住まいにおいて、日常生活上の援助が必要な人に対し、専任の世話人により、家事等の支援、相談支援や日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整等を行う。

平成26年4月1日の障害者総合支援法の改正後においては、「介護サービス包括型」と「外部サービス利用型」の2種類に大別される。

ケアマネジメント (P. 3)

介護等の福祉分野で、保健や福祉、医療等のサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。障がい福祉においては、障がい者自身の状態・容態及び本人や家族等の希望に応じて各サービスを組み合わせ、適切なケアプランを作成し、継続的に援助を行うことを指すことが多い。

合理的配慮 (P. 5)

障がいのある方に日常生活上や社会生活上でのさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、その個別の状況に応じて行われる配慮のこと。筆談や読み上げ、車いすでの移動の手助け、公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるものをいう。

さ行

ショートステイ (P. 6)

短期入所サービスのこと。介護を行う人の病気その他の理由により、障がい者が居宅において介護を受けることができない場合に、障がい者を施設等で短期間預かり、必要なサービスを提供する。

障害者虐待防止法 （P. 4）

正式名称は『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』。平成24年10月に施行された。

障がい者への虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律で、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等に虐待防止に関する責務を課しているとともに、虐待を発見した全ての人に対する通報義務について定めている。

障害者権利条約 （P. 5）

障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約。平成18年12月に第61回国連総会において採択され、日本では平成25年12月に批准された。

障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者が社会に参加し、包容されることを促進することなどを規定している。

障害者差別解消法 （P. 5）

正式名称は『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』。平成25年6月制定、平成28年4月施行予定。

障がいがあるという理由だけで「不当な差別的扱い」をすることや、障がい者が日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるものを取り除くために必要な「合理的配慮」をしないことを禁止している。

障害者総合支援法 （P. 3）

正式名称は『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』。障がい者の地域社会における共生の実現に向けて、平成25年4月に障害者自立支援法に替わる法律として施行された。この法律では、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について定めている。

障害者優先調達推進法 （P. 4）

正式名称は『国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律』。平成25年4月1日施行。

国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が障がい者就労施設等から優先的・積極的に物品やサービスを購入することを推進するため、各公的機関に調達方針の作成などの必要な措置を講じることを定めたもの。

自立支援医療 （P. 19）

障がい者等に対して、その心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと。障がい児の生活の能力を得るために必要な医療（育成医療）、身体障がい者の更生のために必要な医療（更生医療）、精神疾患の適正な医療のために行われる精神医療（精神通院医療）の3種類がある。

身体障害者手帳 (P. 19)

身体障害者福祉法に基づく障がい程度に該当すると認定された人に対して交付される手帳のこと。各種の福祉サービスを受けるために必要となる。

精神障害者保健福祉手帳 (P. 21)

精神障がいのある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患のある人のうち、その障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付される手帳のこと。

成年後見制度 (P. 8)

知的障がい、精神障がいや認知症等で判断能力が不十分になった人を保護し、支援する制度。成年後見人等が、社会生活を営む上で必要な契約（売買契約、銀行預金契約、介護サービス契約、施設入所契約等）等の法律行為を本人を代理して行ったり、本人自身の法律行為に同意を行う。

な行

難病 (P. 3)

特定の疾患群を指す用語ではなく、①原因不明、治療方法未確立で後遺症を残す恐れのない疾患、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家族の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾患 の2つを満たす疾患のこと。「特定疾患」とも称される。

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布、平成27年1月から施行され、国の医療費助成の対象となる疾患が拡大されている。

は行

PDCAサイクル (P. 3)

さまざまな分野で品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「見直し (Action)」を順に実施していくもの。

ヘルプカード

障がいのある人などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲の人に自己の障がいについての必要な支援や配慮を伝えるためのカード。緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されている。

特に、聴覚障がい者や内部障がい者、知的障がい者など、一見障がい者とはわからない人が周囲に支援を求める際に有効となっている。

法定雇用率 (P. 5)

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、企業の雇用者に占める身体障がい者及び知的障がい者の割合が一定率以上であるよう事業主に義務づけられており、その割合をいう。平成25年4月から0.2ポイント引き上げられ、一般の民間企業2.0%、特殊法人等2.3%、国及び地方公共団体2.3%

となった。

補装具 (P. 9)

身体障がい者の身体の一部の欠損又は機能の障がいを補い、日常生活を容易にするために用いられるもので、義肢や補聴器、車椅子等が含まれる。

ら行

ライフステージ (P. 47)

入学、卒業、就職、結婚、子どもの誕生、子どもの独立、退職など人生の節目ごとに段階を分けること。人生のライフサイクルにおける、ある一定時期の家庭や生活の状況をさす。

例)



療育手帳 (P. 20)

知的障がいのある人に対して、一貫した指導・相談を行うとともに各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対して障がい程度を判定し、「知的障がい者」であることの証票として千葉県知事が交付する手帳のこと。

大網白里市障がい福祉計画（第4期）

発行年：平成27年3月

発行：大網白里市社会福祉課

〒299-3292

大網白里市大網115番地2

TEL 0475-70-0330

FAX 0475-72-8454

URL fukushi@city.oamishirasato.lg.jp
